# 国民健康保険税のお知らせ

市は平成21年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に郵送します。 なお、今年度から国民健康保険税の税率などが変わりました。

### 税率などが変わりました

区分	◎医療給付費分			◎介護納付金分		◎後期高齢者医療支援金等分	
	税率	など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
①所得割	9.5%→9.0% に改正		世帯の所得 (平成20年分) ×9.0%	2.5%	40歳以上65歳未満の方 の所得(平成20年分) ×2.5%	1.8%	世帯の所得 (平成20年分) ×1.8%
②均等割	2万8,000円→2万7,000円 に改正		世帯の加入者数 ×2万7,000円	5, 200円	40歳以上65歳未満の方 の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数 ×3,800円
③平等割	3万円→2万9,000円 に改正		1世帯当たりの 定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方 がいる1世帯当たりの 定額	4,000円	1世帯当たりの定額
4合 計	①+②+③=④ 1 年間の医療給付費分			①+②+③=④ 1 年間の介護納付金分		①+②+③=④ 1 年間の後期高齢者 医療支援金等分	
	限度額 45万円		限度額	9万円→10万円に改正	限度額	12万円	

<sup>※</sup>医療給付費分④、介護納付金分④、後期高齢者医療支援金等分④の合計額が1年間の国民健康保険税額となります。

### 国民健康保険税の納め方

国民健康保険税は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)または特別徴収(年金からの天引き)で納めていただきます。

なお、年金からの天引きとなった場合でも、申し出により口座振替に変更できます。

すでに年金だされてい		☆これからも年金からお支払いいただきます。 ※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。				
ま だ 年 金 か ら 天引きされていない世帯		①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国民健康保険加入者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 ☆納付書または□座振替で納めていただきます。				
		<ul> <li>⑥ 4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①~⑤に該当しない場合</li> <li>☆ 9 月末納期(第4期)分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月(偶数月)に支給される年金から天引きが始まります。</li> <li>※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。</li> </ul>				
上記以外 (4月2日以降 保険に加入し	に国民健康	☆年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。				

#### ◎保険税の特別徴収の額について

#### <既に特別徴収となっている場合>

	特別徴収(仮徴収)		特別徴収(本徴収)			
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
本年度税額が決定す と同額)を徴収しま	る前は、仮算定され <i>†</i> す。	こ税額(前年度2月	税額決定後、年間の 収します。	保険税から仮徴収分を	を差し引いた額を徴	

#### <年度途中から特別徴収を開始する場合(10月から開始の例)>

普通徴収				特別徴収(本徴収)		
1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	10月	12月	2月
年間保険税額のは口座振替で徴収		ね半額を4回に分けて従前どおり、納付書また		残りの半額を年金から徴収します。		

# 問い合わせ 国保・医療給付グループ (**157**85 1 7 7 1)